

教えて！ 調整給付金の不足額給付

問 税務収納課市民税係 ☎ 575-1138



通知は青色の封筒で送付します。
必ず中をご確認ください。



Q. 不足額給付ってどういうこと？

A. 令和6年度に実施した調整給付金と本来給付されるべき額との間に差額が生じた人や、新たに給付要件を満たした人に対して、不足する金額を給付するものです。

(※令和7年6月2日時点の情報に基づいて判定します)

令和6年に離職した人（収入減少）や家族が増えた人（扶養増加）などが対象になる可能性があります



定額減税や調整給付金についてはこちらから（内閣官房 HP）▶



Q. どんな手続きが必要なの？

A. 令和7年度の個人住民税が伊達市で課税されている人（令和7年1月1日時点で伊達市に住民票を置いていた人）で、次のいずれかに該当する人が対象です。手続きは下のフロー図を確認してください。



ケース① 差額分の給付

（差額を1万円単位に切り上げて給付します）

昨年の調整給付金と本来給付されるべき額との間に差額が生じた人

昨年伊達市から調整給付を受けた人
（市が口座情報を把握している人）

昨年伊達市から調整給付を受けていない人
（市が口座情報を把握していない人）

昨年の給付口座に振り込みされます

対象となる人には、振込日や振込先を記載した通知を8月上旬に送る予定です。

振込先に変更がある場合はご連絡ください。



ケース② 4万円給付

※令和6年1月1日時点で国外在住だった人は3万円の給付

以下の全ての要件を満たす人

- ・定額減税を受けていない
- ・税制度上、誰の扶養親族にもなっていない
- ・低所得世帯向け給付（令和5年、令和6年給付）の対象世帯の世帯主や世帯員でない

申請書をご提出ください

対象となる人には8月中旬に申請書を送付予定です。ご確認ください。必要書類を添付して申請してください。振込日が決まり次第、郵送にてご連絡します。

【申請期限】 10月31日（金） 必着

【申請方法】 送付された通知に記載された二次元コードからウェブで申請するか、同封された返信用封筒（オレンジ色）により郵送で申請してください。

ウェブ申請の方が早く振り込まれます

